

岐南町告示第134号

令和5年第4回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月17日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期 日 令和5年11月30日
2. 場 所 岐南町議会議場

◇

○議事日程

令和5年11月30日（木） 第1日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 議案第37号 | 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第38号 | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第39号 | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第40号 | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第41号 | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第42号 | 岐南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第43号 | 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第44号 | 岐南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第45号 | 令和5年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第12 | 議案第46号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |

第 1 3 議案第 4 7 号 令和 5 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年9月、10月、11月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分の報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君



○欠席議員

1 名

10	番	岩田	晴義	君
----	---	----	----	---



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理者	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君

土	木	部	長	安	田	悟	君			
住	民	部	長	岩	田	恵	司	君		
総	務	課	長	服	部	貴	司	君		
財	政	課	長	記	野	雅	之	君		
総	合	政	策	課	長	撰	田	真	広	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	堀	場	康	伸	
書					記	西	脇	信	一	郎

開会

午前10時00分 開会

○議長（櫻井 明君） それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○議長（櫻井 明君） 日程に入るに先立ち諸般のご報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年9月、10月、11月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによってご承知おき願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分の報告を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 諸般の報告。

今回ご報告いたします案件は、令和5年9月1日午前9時15分頃、八剣5丁目9番地の6地内において、同地内に在住する個人が所有、設置するフェンスが、隣接する町が所有、管理している町職員駐車場側からの追突により破損した件に対する損害賠償金を19万300円としたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和5年9月29日に専決処分をいたしましたものであり、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

10番 岩田晴義議員は、欠席届が提出されておりますので、ご承知おきください。
本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番
長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名いたします。

第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間と定め
たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日か
ら12月21日までの22日間と決定いたしました。

第3 議案第37号から第47号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第3、議案第37号から日程第13、議案第47号を一括し、議
題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この11案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第37号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、民間の支給割合との均衡を図るた
め、特定任期付職員の給料表及び期末手当について改正を行うものでございます。

本町において、現時点では、改正の内容に該当する職員はおりませんが、国の制度
改正に合わせ、あらかじめ改正しておくものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第38号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.4か月分を4.5か月といたすものでございます。

今年度におきましては、第1条関係としまして、0.1か月分を12月に上乘せして支払い、第2条関係としまして、令和6年度以降の支給割合4.5か月を、6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第39号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.4か月分を4.5か月といたすものでございます。

今年度におきましては、第1条関係としまして、0.1か月分を12月に上乘せして支払い、第2条関係としまして、令和6年度以降の支給割合4.5か月を、6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第40号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、第1条関係の給料表の改定におきましては、令和5年4月1日から、民間給与との較差を解消するため、初任給について、大学卒業程度では1万1,000円、高校卒業の者では1万2,000円を引き上げるとともに、若年層に重点を置き、俸給を引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当について、年間で合わせて0.1か月分を引き上げ、4.4か月を

4.5か月とするもので、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に各0.05か月分を配分し、今年度につきましては、12月に上乘せして支払うものでございます。

第2条関係としましては、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合4.5か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

また、今後の多様な働き方に対応するため、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、月額3,000円を支給する在宅勤務等手当を新設いたすものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第41号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、民間給与との較差を解消するため、会計年度任用職員に係る給料表等の改正を行い、正職員同様に在宅勤務等手当を新設いたすものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第42号 岐南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、在宅勤務等手当を新設いたすものでございます。

本町において、現時点では、改正の内容に該当する職員はおりませんが、国の制度改正に合わせ、あらかじめ改正しておくものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第43号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、国民健康保険加入者の産前産後に係る保険税を軽減することに伴い、一部改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、出産した、もしくは出産を予定している国民健康保険被保険者に対する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の所得割額及び均等割額につきましては、単胎出産は出産前後の4か月分を、多胎出産は出産前後の6か月分をそれぞれ軽減するものでございます。

なお、この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

議案第44号 岐南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、一般職員同様、企業職員についても、在宅勤務等手当を新設いたすものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第45号 令和5年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,894万円を増額し、91億4,285万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、振り仮名法制化に伴う戸籍システム改修委託料として443万3,000円、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記等に伴う住民基本台帳システム等改修委託料として410万9,000円、マイナンバーカード交付時の本人確認書類等の電子保存化に伴うシステム導入委託料として136万4,000円の増額、選挙費として、県議会議員選挙費400万8,000円の減額、民生費におきまして、障害児通所等給付費として7,154万4,000円の増額、国民健康保険特別会計繰出金として68万8,000円の減額、介護予防サービス事業補助金として327万6,000円の増額、介護保険特別会計繰出金として270万9,000円の減額、子育て世帯生活支援特別給付金として200万円の増額、消防費におきまして、災害対策備品購入費として93万3,000円の増額、教育費におきまして、来年度の教師数増に伴う管理用備品購入費として164万7,000円、東・西小学校における施設改修事業費として8,802万2,000円、教科書改訂に伴う教師用教材用備品購入費として1,472万4,000円、来年度の岐南中学校増級等対応に伴う学校施設改修工事2,184万6,000円及び管理用備品購入費459万3,000円、総合調理センターの光熱水費として375万8,000円、ほほえみ会館改修工事費1,837万2,000円及び施設用備品購入費100万3,000円の増額、また各費目にわたり人件費の精査をいたしております。

これに対する歳入でございしますが、国庫支出金の主なものとして、障害者自立支援事業費等負担金として3,631万8,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として854万1,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金として200万円、学校施設環境改善交付金として2,685万9,000円の増額、県支出金の主なものとしまして、障害者自立支援事業費等負担金として1,806万6,000円、ぎふ地域DX推進補助金として185万9,000円、避難所生活環境確保事業費補助金として44万5,000円の増額、県議会議員選挙費委託金として421万円の減額、繰越金として5,772万5,000円の増額、町債として、西小学校トイレ改修工事に伴う小学校施設環境改善事業債4,100万円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条、繰越明許費におきましては、住民基本台帳・戸籍システム改修事業と東・西小学校に係る施設改修事業につきまして、年度内での事業完了が見込

めないため、予算を繰り越して執行できるよう計上させていただきました。

また、第3条、地方債の補正におきましては、西小学校トイレ改修事業に係る地方債を追加計上いたしましたものでございます。

議案第46号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ143万6,000円を増額し、25億6,128万8,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、人件費の精査及びシステム改修に係る総務費として67万6,000円を増額、財政安定化支援事業繰入金を増額に伴う事業費納付金として38万6,000円を増額、令和4年度保険者努力支援交付金の精算に伴う諸支出費として37万4,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、産前産後の国民健康保険税軽減分として23万円を減額、産前産後のシステム改修に伴う県支出金として198万円を増額、一般会計繰入金として68万8,000円を減額、繰越金として37万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第47号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ895万4,000円を増額し、20億9,884万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として489万1,000円を減額、総務費に係る介護認定審査会費として130万5,000円を増額、保険給付費に係る介護予防サービス等諸費として843万4,000円を増額、地域支援事業費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費として444万4,000円を増額、地域支援事業費に係る包括的支援事業費・任意事業費として33万8,000円を減額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫負担金として168万6,000円を増額、国庫補助金として166万6,000円を増額、支払基金交付金として347万7,000円を増額、県負担金として105万4,000円を増額、県補助金として49万円を増額、一般会計繰入金として270万9,000円を減額、繰越金として329万円を増額し、財源といたすものでございます。以上であります。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

議案第37号から第42号及び議案第44号については、議員、特別職及び職員等の期末手当及び給与に関する条例改正であり、期末手当の基準日が12月1日であることから、11月中に改正が必要な案件であります。ほかの関連する給与等の条例改正と併せて、

本日採決いたします。

最初に、議案第37号に対する質疑を許します。質疑をお受けします。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第37号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第37号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第38号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第38号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第39号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第39号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第39号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第40号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第40号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第41号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第41号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第42号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第42号 岐南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号に対する質疑をお受けします。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第44号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第44号 岐南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————
休会

○議長(櫻井 明君) お諮りします。明日から12月4日までの4日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) ご異議なしと認めます。よって、明日から12月4日までの4日間は休会と決定しました。12月5日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————
散会

○議長(櫻井 明君) 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。これをもって散会とします。

午前10時28分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司